

その他の建設業－その他における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	9～ 10	自社工場内に於いて、台の上でマグネット式の厚さ4mmのゴム板を右手で押さえ左手に持ったカッターナイフでカットする作業中に手が滑り、右手人差し指を削ぐようにして切った。	32～ 29	10
2	14～15	可動式日除け取り付け工事で、踏み台の上（2尺高脚立）で作業し、チューブ取り付け前の余り部分の切断作業をカッターで行っていたが切断できないため、力を込めた時、誤って自分の左手親指付近にカッターを刺してしまった。	19	—
2	13～14	フィルムの剥離作業に従事していた。右手に持った噴霧器の位置を整えるためスクレーパーを持っている左手で位置を整えようとした際に手元が狂いスクレーパーを右手に落下させ負傷した。	34	—
4	20～ 21	現場でのサイン工事で使用するアルミ複合版（デラバン）をカット作業中、誤ってカッターの刃が脹脛に接触した。	30～ 29	10
4	9～ 10	浄化槽埋設工事現場にて、掘削作業で土中の石をハツリ工具にて砕いているときに、ハツリ工具の先端が石から滑って、先にあった自分の左足甲に当たった。	35～ 9	1
6	11～ 12	敷地内の草刈作業を行っていた時、鎌で竹を切ろうとしたところ、竹で鎌の刃が滑り、左手を負傷した。	69～ 9	1
7	17～18	弊社倉庫で工事現場から帰社して道具を片付けている時刃のついたスクレーパーが棚上から落下し、被災者の右足甲に突き刺さり、負傷した。	35～	1

				9
7	12~ 13	ビルトインコンロを交換するため、コンロ下部にあるプレートを外す作業をする際、無理な体勢でドライバーを回したため右手首を痛めた。病院に行ったところ、捻挫と診断され、出勤（軽作業）しながら治療するのを待ったが、痛みが治まらず、再度病院を変えて診察してもらったところ、骨折（ヒビ）しているとのことだったので、会社を休み療養することになった。	53	10 ~ 29
9	10~ 11	現場内において、測量用杭（タルキ）打ち作業中、被災者が杭を押さえ、同僚が掛矢で杭を打っていた処、誤って押さえていた杭の天端に右手を置いてしまい、同僚が振り下ろした掛矢が右手指示付近に当たり、負傷したものである。	59	1 ~ 9
9	10~ 11	被災者は、解体工事現場で、解体工事のための杭打ち作業を行っていたとき、杭を打ち込むためのハンマーを振り下ろした際に打ち損じてしまい、ハンマーの柄を握っていた右手の人差し指を杭の頭で挟んでしまい負傷した。	24	10 ~ 29
9	10~ 11	測量をするための杭を立てようと、地面に鉄ピンをさして石頭ハンマーで叩いたところ、鉄ピンの頭が欠けてしまった。その際に破片が左足ふくらはぎに飛んできた為、ふくらはぎに突き刺さって負傷した。	68	1 ~ 9
10	11~ 12	造園工事において、一箇所に集めていたゴミを持つとした際、ゴミの中に苳込バサミが入り込んでしまっており、その苳込バサミで右手中指を切ってしまった。	30	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html